

令和6年度

一人親方等（第2種）特別加入の年度更新手続について

申告・納付期限 **7月10日（水）**

労働保険の令和6年度概算保険料と令和5年度の確定保険料の申告・納付（以下「年度更新」という）を行っていただく時期になりました。下記の年度更新手続要領にご留意の上、年度更新手続を行ってください。

年度更新の手続は、**6月3日**から**7月10日**までの間に行っていただくことになります。

第2種特別加入保険料の計算方法

第2種特別加入保険料の申告及び納付手続においては、『概算・確定保険料申告書』に添付して、**①**『労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）』、**②**『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）』、**③**『給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）』の提出が必要です。ただし、**②**と**③**は、該当者がいない場合は不要です。

書類名	作成部数	局	署	控
概算・確定保険料申告書	2	1		1
① 労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）[記載例の表1]	2	1		1
② 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号） [記載例の表2]	2	1		1
③ 給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）	1	1		
④ 保険料申告書内訳（組様式第6号(乙)）[記載例の表3]	3	1	1	1

※**②③**は該当者がある場合のみ、**④**は労働保険事務組合に事務委託している一人親方の団体のみ提出。

具体的な計算方法は、その年度における一人親方等特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」を総計したものが、第2種特別加入保険料を算定するための賃金総額となり、これに第2種特別加入保険料率を乗じて得た額が保険料となりますが、具体的な計算方法、添付書類の記載方法は次の年度更新手続要領をご参照ください。

年度更新手続要領

1 給付基礎日額について

- (1) 給付基礎日額は、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、承認された額が給付基礎日額となります。
- (2) 決定された給付基礎日額の変更を希望される場合は、『給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）』を作成して提出してください。
- (3) 変更手続きが可能な期間は、3月2日から3月31日までの間と、年度更新期間である6月3日から7月10日までの間となります。期間外の申請は不承認となりますので提出期限を厳守してください。
- (4) 令和6年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、令和6年度には給付基礎日額を変更することができません。
- (5) 同じ特別加入者について、3月（3/2～3/31の間）に変更後、再度、年度更新時に変更することはできません。また、令和6年度に加入した特別加入者も今年度の年度更新時に給付基礎日額を変更することはできません。
- (6) 『給付基礎日額変更申請書』は、インターネットを利用して様式を入手してください。
毎年6月1日から7月10日までの間、広島労働局のホームページからもダウンロードが可能となっております。

2 第2種特別加入保険料について

- (1) 継続者（令和5年3月31日以前から加入し、令和6年4月1日以降も継続して加入する者）
給付基礎日額に365を乗じたものが「保険料算定基礎額」となります。これを特別加入者の1年間の賃金とみなし、これにそれぞれの事業ごとに定められた第2種特別加入保険料率を乗じて保険料を算定します。
- (2) 年度中途加入・脱退者（令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間中に新規加入または脱退した者）
年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合は、特例として、当該年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額（月割計算）により保険料を算出することになります。
月割計算の対象者については、『労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）』[表1]のほかに、添付書類として『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）』[表2]を作成してください。
対象者が10名を超える場合には、内訳ごとに小計を記入し、最終ページで合計（最終ページは小計と合計）を記入してください。

ア 月割の特別加入保険料算定基礎額の計算方法

保険料算定基礎額を12で除した額（1円未満の端数が生じる時は、1円に切上げます。下表「特例による1/12の額」参照）に、特別加入の期間（端数処理：1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）を乗じた額となります。

（例）令和5年10月13日に特別加入の承認があった場合、令和5年10月を端数処理し、特別加入の期間は令和6年3月までの「6か月」となります。

[表]

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

イ 特別加入期間の算定

(a) 新たに特別加入者となった者の取扱い

「特別加入に関する変更届」の「届出の日の翌日」の属する月より算定します。

ただし、新たに特別加入者となった者の「異動年月日」が「届出の日の翌日」以降であるものについては、当該「異動年月日」の属する月より算定します。

（注）「届出の日」は監督署の受付日をいいます。

(b) 特別加入者でなくなった者の取扱い

「特別加入に関する変更届」の特別加入者でなくなった者の「異動年月日」の属する月まで算定します。

計算例

給付基礎日額	10,000 円	
特別加入に関する変更届	10月12日提出、10月13日承認の場合	
保険料算定基礎額	3,650,000 円 (10,000 円 × 365 日)	・・・ A
A / 12	304,167 円 (端数切上げ)	・・・・・・ B
特別加入期間	6か月 (10月～3月)	・・・・・・ C
月割の保険料算定基礎額	B × C = 1,825,002 円	・・・・・・ D

3 労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）の作成について

- (1) 『労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）』（控と局分の2枚綴り）（① [表1]）により作成をお願いします。（独自様式も可です。）
- (2) 『労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）』[表1]を記入する場合は、給付基礎日額ごとに、該当する人数を③の[特別加入者数欄]に記載し、②の保険料算定基礎額を乗じて（②×③）保険料算定基礎額を算出して、④の[保険料算定基礎額欄]へ記載してください。
月割計算の対象者は、上記2の計算方法により保険料算定基礎額を1円単位まで記載して下さい。
- (3) 『労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）』は、広島労働局総務部労働保険徴収課に来庁されるか、広島労働局のホームページよりダウンロードしてください。

4 概算・確定保険料申告書の作成について

『労働保険料算定基礎額総計内訳書（一人親方）』により算出した保険料算定基礎額総計を、それぞれ申告書の確定保険料の保険料算定基礎額と概算保険料の保険料算定基礎額の見込額として転記し、申告書を作成してください。

なお、『概算・確定保険料申告書』の作成につきましては、申告書と一緒に送付する「令和5年度労働保険年度更新申告書の書き方」を参考にしてください。

- ◆第2種特別加入保険料は、雇用保険料は該当せず記載の必要はありません。
- ◆第2種特別加入の申告では、一般拠出金を算定する必要はありません。

5 概算・確定保険料申告書等の提出について

年度更新手続は、郵送いたします『概算・確定保険料申告書』により法定期日（令和6年7月10日）までに完了してください。

提出書類はすべて監督署経由となりますが、申告書については保険料の納付と同時に提出される場合は、最寄りの金融機関（銀行・信用金庫等・ゆうちょ銀行）を経由して提出することができます。

ただし、この場合、労働保険料算定基礎額総計内訳書等の添付書類は金融機関で取り扱いませんので、広島労働局総務部労働保険徴収課へ提出してください。

また、口座振替の場合も金融機関は申告書を取り扱いませんので、その他の添付書類と同様に広島労働局総務部労働保険徴収課へ提出してください。

6 一人親方等（第2種）特別加入に係る労働保険料の納付について

一人親方等特別加入に係る労働保険料は、特別加入団体のみが直接かつ最終的な納付義務者となります。概算保険料額が20万円以上の場合に、これを3回の均等割りで分割納付ができます。今年度、各団体は、1期分又は全期分（確定不足額を含む）を令和6年7月10日、2期分を令和6年10月31日、3期分を令和7年1月31日の法定納期までに必ず納付してください。（法廷納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限となっています。）

なお、口座振替の場合、第1期分は9月6日に指定口座から引き落とされます。

7 特別加入に関する変更届（様式第34号の8）について

既に特別加入を承認されている方で氏名や作業内容等に変更があった場合、新たに一人親方等として特別加入の申請を行う方が生じた場合、一部の者が特別加入者としての要件に該当しなくなった場合には、その都度、遅滞なく『特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）（様式第34号の8）』を作成し、監督署を経由して提出してください。

8 特別加入制度について

『特別加入制度のしおり（一人親方用）』を、常時、広島労働局ホームページ内に掲載（厚生労働省 HP ヘルリンク）しておりますので、ダウンロード等でご覧ください。